

# 貝塚市森林整備計画 (変更)

## 計 画 期 間

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和12年 3月31日

第1回変更 令和 4年 4月 1日

大 阪 府  
貝 塚 市



## 目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準	8
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の作業種別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	11
2	木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	13
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16

4	その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2	その他必要な事項	20
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	20
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5	その他必要な事項	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	21
1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	21
V	その他森林の整備のために必要な事項	22
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	22
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	23
7	その他必要な事項	23



## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、大阪府の南西部に位置し、東西 4.8km、南北 16.0km にわたり、その面積は 43.93km<sup>2</sup> である。

東部は、岸和田市、西部を泉佐野市及び泉南郡熊取町、南部を和歌山県に接し、北部は大阪湾に面しており大阪の中心部から 30km 圏内にある大都市に近接した衛星都市のひとつである。

森林面積は、1,767ha で総面積の約 40% を占めており、林産物の生産はもとより、国土の保全、水源の涵養、環境保全等の多様な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて、地域住民をはじめ、都市部の府民に対しても、さまざまな恩恵を与えている。

森林資源の状況を見ると、人工林面積は、森林面積の 55% にあたる 966ha あり、府の人工林率をやや上回っている。しかしながら、国内産木材需要減少等による木材価格の低迷や、他産業への林業従事者の流出による労働力不足、林業経営費の上昇等、林業経営をとりまく情勢は極めて厳しい状況にある。

特に、金剛生駒紀泉国定公園の指定を受けた蕎原地区や隣接する大川地区、稲谷地区においても前述の事情により森林施業を適当な時期に行えず、森林が荒廃していく傾向にある。また、集落に近い里山では、近年、適正な管理がされず荒廃した竹林が増加傾向になり、これら竹林等の保全整備に地域住民、企業、森林ボランティア等が取り組んでいる。

このため、今後森林の持つ水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の公益的機能の高度発揮と優良材の安定生産を図り、森林の適正な保全管理や、経営の安定並びに多様な担い手の確保等を図り、地域林業の振興につながる森林整備を進めていくことが重要な課題となっている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

○水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持森林」という。）

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進林」という。）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」という。）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健機能維持増進森林」という。）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」という。）

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、作業道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

○天然記念物の保全機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「天然記念物保全機能森林」という。）

国指定天然記念物ブナ林を保護・増殖するため、ブナ林の保護・増殖計画等に基づきブナ林の適切な維持管理を図る。

## （２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本計画は、大阪地域森林計画に基づき策定するものであり、緑と水の源泉であり市民の多様なニーズに応えうる森づくりと、市内産木材等の森林資源の利用促進、山地災害の未然防止、生物多様性の保全のための条件整備を基本的課題としながら、次に示す森林の整備及び方向付けに基づき、適切な森林管理を推進するものとする。

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の４つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

### ① 多様な森林への誘導

従来から進めてきた若齢の森林に加え、高齢級の森林についても、コストを抑えた抜き伐り等の適切な実施を行い、立地条件に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導

を図る。

また近年、森林に対して、生物多様性の保全やCO<sub>2</sub>吸収源としての役割がより強く求められることから、里山林の再生と創造、竹林の整備、スギ・ヒノキ人工林における間伐の実施を、森林環境譲与税を活用しながら計画的に進める。

#### ② 持続可能な森林管理

木材価格の低迷等により、森林所有者の管理意欲が減退する中で適切な森林整備を図るためには、地域における持続可能な森林管理体制を構築する必要がある。

そのため、必要な森林管理がなされず放置された森林（放置森林）については、対策を重点化する地域を明確化し、森林所有者に対して、施業を集約化し、適切な森林管理が図られるよう働きかけを行う。

また、重点化する地域においては、間伐などの施業が適切に進められるよう、作業道などの林内路網の整備を図るとともに、間伐材の抛出利用の取組みも併せて推進する。

#### ③ 多様な主体の参加・協働による森づくり

多様な森林への誘導や放置森林の解消を図るためには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え、地域社会全体で支えていく必要がある。

そのため、企業・NPO・森林ボランティアなど多様な主体の参画による森づくりを進めるなど、多様な手法による市民協働の森づくりを推進する。

#### ④ 森林資源の利用促進

地球温暖化の防止、資源循環型の社会システムの構築、地域資源を活用した地域づくり、安全・安心な住環境・教育環境の提供、森林バイオマスに着目した新産業の創出など、大消費地に近いことや厚みのある産業集積と産業基盤の充実する大都市近郊と言う特性、特徴を活かし、「都市生活者、消費者重視」及び「新産業創出」の視点から森林資源を都市に活かす取り組みを推進する。

#### ⑤ 森林の適切な保全

森林法や、自然公園法など関連法令の的確な運用に努めるとともに、山地災害の未然防止を図るための、治山施設などの整備を推進する。

また、大阪ベイエリアと空港を望むことができる景観の維持向上と森林レクリエーションや自然環境学習の場として活用が図られるよう留意し、自然環境保全、歴史・文化・教育の場の提供などに対するニーズに応えられるよう、森林の保健休養機能等維持、向上を図る。

#### ⑥ 広く市民に開かれた森林の整備及び利用の推進方針

蕎原地区の大部分は、金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、国定公園にふさわしい豊かな自然環境を利用し、自然に親しむ森林公園、観光林など、レクリエーションの場としても広く利用されるよう、多面的に調和のとれた整備を推進する。

和泉葛城山山頂付近に位置するブナの天然林は天然記念物に指定されており、その貴重な自然遺産を自然学習の場、レクリエーションの場として、特に自然環境に配慮し



た森林整備を進める。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業を取り巻く情勢は依然厳しく、特に本市では保育山林が小規模な林家が多数を占め、不在村森林所有者も多いこと等から、山林所有者の林業離れが進んでおり、林業機械の導入は充分とは言えない。

また、間伐材の利用度についても低いのが現状である。従って、今後はさらに合理化を進めるため、林業従事者の確保や、機械作業における技術取得と向上を図るとともに、森林組合への施業委託等森林施業の共同化を推進する。

保育施業を中心とする森林資源の質的確保に努め、特に間伐を適正に実行し優良材の生産を推進するため、林道及び作業道のネットワーク化による生産基盤の整備拡充を行い、森林施業の高度化並びに組織化を図る。また、森林経営計画の樹立を積極的に推進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

（単位：年）

樹 種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
40	45	35	45	10	15

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、的確な更新を図る。択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行う。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定

の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。  
なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとする。

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

#### 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽するとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等により低コスト造林に努めることとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

### イ その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

#### その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森

林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、初伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽をすることとする。

また、それ以外の森林については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽をすることとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

#### 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

#### 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ類等	10,000本/ha	3	3,000本/ha

### 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

#### イ その他天然更新の方法

特になし。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

#### 更新に係る対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

#### 5 その他必要な事項

特になし。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のように定める。また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で定めるものとする。

#### 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3,000	16	21	31	(40)
	密仕立	4,000	16	20	24	
ヒノキ	中仕立	3,000	18	23	35	(45)
	密仕立	4,000	18	23	29	35

間伐の標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 間伐の開始時期、繰返し時期、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項については既往の間伐の方法を勘案して林地ごとに決定する。</li><li>・ 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2～3割程度(初回は3割程度)とする。</li><li>・ 間伐の標準的な間隔は、標準伐期齢未満の森林は10年、標準伐期齢以上の森林は15年とする。</li></ul>	

- (注) ア. 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。  
 イ. ( ) は長伐期大径材生産を目標とした場合。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。

なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法を勘案して林地ごとに決定する。

### ア 下刈り

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1～2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

### イ つる切り及び除伐

下刈り終了後、3～5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象とし、発生不良木、被害木等について実施する。

なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

### ウ 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は11月～3月とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		

(注) △は必要に応じて行う。

## 3 その他必要な事項

該当なし。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の立地条件、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次のとおり定める。

###### (1) 水源涵養機能維持森林

###### ア 区域の設定

水源涵養保安林やダム集水区域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等、水源の涵養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

###### イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、下層植生や根系の発達を確保するものとし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

###### 森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
6～10、13～ 22、24、25、 27、35 イ～45	50年	55年	45年	55年	20年	25年

###### (2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

###### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

###### ①山地災害防止／土壌保全機能維持増進林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、山地災害の発生により人命・人家等への被害の恐れがある森林、山地災害防止



機能の評価区分が高い森林等とする。

②快適環境形成機能維持増進森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵、風害、霧害等の影響を緩和する森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等とする。

③保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等とする。

イ 森林施業の方法

① 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することとする。

②③ 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。その森林の区域について別表2により定める。

なお、特定植物群落である和泉葛城山シラキ・ブナ群落、その周辺区域においては、施業の方法について、貴重な植生を保全するための考慮を行う。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別・地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を定めるものとする。

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
2～4、 11、12、23、 26、28～34、 46、47	80年	90年	70年	90年	20年	30年

※上記の年数はおおむねの年数を示す。

(3) 天然記念物保全機能森林

ア 区域の設定

金剛生駒紀泉国定公園内の和泉葛城山にあり、国の天然記念物に指定されているブナ林を含む森林とし、別表1により定める。

イ 森林施業の方法

原則として、伐採を禁止とする。ただし、非常災害のため又は人命及び生態系の保護等のために必要な場合は、森林法、自然公園法及び文化財保護法その他関係法令に基づき、必要最小限度の対応を可能とする。また、森林の区域について別表2により定める。

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1に定める。

また、木材等生産機能維持増進森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)	
水源涵養機能維持森林	5～10、13～22、 24、25、27、 35 イ～45	1070.34	
山地災害防止／土壌 保全機能維持増進 林、快適環境形成機 能維持増進森林、保 健機能維持増進森林	山地災害防止／土壌保 全機能維持増進林	2～4、28～34、 46、47	460.00
	快適環境形成機能維持 増進森林	23、26	77.67
	保健機能維持増進森林	11、12	78.84
天然記念物保全機能森林	11～60、61の一部	4.43 (公簿面積)	
木材等生産機能維持増進森林	5～10、13～22、 24、25、27、35 イ ～45	1070.34	
木材等生産機能維持増進森林のうち、 特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし		

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持 森林	伐期の延長を推進すべき森林	5～10、13～ 22、24、25、 27、35 イ～45	1070.34
山地災害防止／土 壌保全機能維持増 進林、快適環境形	長伐期施業を推進すべき森林	2～4、11、12、 23、26、28～34、 46、47	616.51

成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	0
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			
天然記念物保全機能森林	原則として伐採を禁止する		11-60、61の一部	4.43 (公簿面積)

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

地域の代表者等で組織する森づくり委員会等を通じて地域の合意形成を図り、森林所有者(不在村を含む)から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託を進め、森林施業の集約化と長期の施業受託、森林経営の安定化を推進するものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者(不在村を含む)から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託と併せて、適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の整備と森林の適切な管理を推進する。

また、森づくり委員会等の場を通じて地域の合意形成を進めるとともに、府や関係機関と連携して、森林施業の集約化に取り組む者に対して必要な情報提供や助言等を行う。

### 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、府や大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、従事者に対する林業技術研修や労働安全衛生の確保等を進め、就労条件の改善と新規就労者の育成確保を図る。

また、川上と川中、川下の関係者との関係を強化し、地域材の利用促進を通じた流域林業の活性化を図る。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

#### 5 その他必要な事項

特になし。

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

山への関心を高めていただくため、森づくり委員会や農林業祭等を通じた森林整備の意識啓発を行うとともに、地域対話や林業事業体の所有者向け情報誌等を通して森林組合等の地域の核となる林業事業体への施業委託を進める。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市は、河内林業の流れをくみ、密植造林による集約経営を特徴とした施業を行っている。長伐期施業を進める中で短期的に間伐収入をあげるために、森林施業の共同化を図る。

森林組合等の地域の核となる林業事業体が、地域の森林資源や路網の整備状況、又は地域の地形や地質に応じた最適な路網整備や林業機械の導入計画等に基づく施業プラン等を所有者毎に作成し、所有者の了解を得るとともに地域の合意形成を図りながら推進する。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

地域の合意形成の基に、森林組合が作業道や土場、作業場等の設置、並びに維持管理に努めることとする。

#### 4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15° )	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~30° )	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~35° )	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、大阪府が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

② 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年の計 画箇所	備考
開設	自動車道	林道		御所の谷	800	59		
開設	自動車道	林道		扇谷長窪	2,000	56		
拡張	自動車道	林道		本谷	1,800	268		
拡張	自動車道	林道		積貝	1,200	37		
拡張	自動車道	林道		小葉谷	1,200	51		
拡張	自動車道	林道		犬鳴東手川	2,100	115		
拡張	自動車道	林道		犬鳴東手川 支線	600	40		

拡張	自動車道	林道		御所の谷	1,800	59		
計					11,500	685		

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

細部路網の作設にあたっては、継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、大阪府が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

② その他必要な事項

特になし。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置		規模（㎡）	対図番号	備考
	地区	林班			
山土場	蕎原	13	150	①	
山土場	蕎原	19	150	②	
山土場	蕎原	20	150	③	
山土場	大川	37	150	④	
山土場	柵谷	44	150	⑤	
山土場	木積	30	150	⑥	
山土場	馬場	32	150	⑦	
間伐材集出荷	木積	4	500	⑧	

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保支援センターに協力して、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める等、林業従事者の養成、確保を図る。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒 ↓ 造材 ↓ 集材 ↓ 搬出 ↓ 運搬	チェーンソー（伐倒・造材） ↓ グラップル（集材） ↓ フォワーダ（搬出） ↓ トラック（運搬）	バックホウ（道開設） ↓ チェーンソー（伐倒） ↓ プロセッサ（造材） ↓ グラップル（集材） ↓ フォワーダ（搬出） ↓ トラック（運搬）

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給するなど活用可能な分野を開拓していく。

### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
間伐材展示 販売施設	なし			蕎原	80 m <sup>2</sup>	△ 1	新設
特用林産物 （たけのこ） 加工施設	なし			蕎原	45 t 150 m <sup>2</sup>	△ 2	新設
特用林産物 （しいたけ） 販売施設	蕎原	10 t 50 m <sup>2</sup>	△ 3				既設



### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

設定なし。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

##### 2 その他必要な事項

該当なし。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、特にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

また、森林病虫害のまん延を防ぐため、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行う。

###### (2) その他

府や近隣市町、森林組合で組織する「泉州森林サポート協議会」等において、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくとともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣による森林被害を軽減するため、個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

##### 3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との関係強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項  
特になし。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  
特になし。
- (2) その他  
特になし。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
蕎原	11、12	78.84	53.71	24.62	0.51	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施する。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育施業を積極的に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確保等に留意する。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として、効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
貝塚市	1～50(ただし、天然記念物保全機能森林の該当部分は除く)	1762.67

(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

該当なし。

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、本整備計画で定めた森林の有する公益的機能に応じた適切な施業を行う。

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託、あるいは共同して森林施業を実施する場合等においては、本整備計画で定めた方針や方策等に留意し推進する。

エ IIIの森林の保護に関する事項

本計画で定めた事項に基づき、森林病虫害等被害の未然防止と被害の軽減、被害発生地の防除対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益的機能の高度な発揮を促すよう措置する。

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の森林は、住民に安らぎと潤いをもたらすだけでなく、木材やシイタケ、タケノコ等の産物を生産する等、身近な自然として親しまれるとともに、豊かな資源を育んでいる。このため、森林の適切な管理と整備に努め、森林が有する諸機能を発揮させるとともに、川

上から川中・川下までの連携体制を構築することにより木材の地産地消を進め、林産業を再興することにより、地域の振興を図っていく。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

##### 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
野外農林業体験区域			蕎原	500,000 m <sup>2</sup>	□ 1
農山村体験宿泊施設	蕎原	1,600 m <sup>2</sup>			□ 2

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林や林業に興味を持ってもらえるよう、森林所有者とボランティア等との交流の機会を持つようにする。また、高等な技術を要求されるものについては、作業の分割を図っていき、徐々に高等な技術を習得できるようシステムを確立していく。そのため、息の長いボランティア活動が要求されるので、指導者や林業従事者の養成と併せて進めていく。

##### (2) 上下流連携による取組に関する事項

森林の維持・管理を森林所有者のみに頼っているだけでは、現状の森林形態を維持できない。そこで森林所有者（林業従事者）と都市住民、市民（ボランティア）、企業、団体などと協力することで、上下流の連携を図り、森林の整備を行っていく。

##### (3) 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

身近な自然である、森林を維持し更に発展させるため、アドプトの利用やNPOなどの団体を活用した森林管理が重要となってくる。そのため、森林所有者、企業・団体の協力を得て、施業実施協定の参加を促し、共同して森林を管理することを通じ、森林の持つ機能のさらなる発揮を目指す。

##### (4) その他

該当なし。

#### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

#### 7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った施業を行うとともに、国土保全や自然環境の保全等の観点から、森林の適切な管理を行う。

# 付 属 参 考 基 礎 資 料

## 1. 人口及び就業構造

### (1) 年齢層別人口動態

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	84,653	100.0	88,523	100.0	90,314	100.0	90,519	100.0	88,694	100.0
0～14	14,137	16.7	14,780	16.7	15,074	16.7	14,459	16.0	13,109	14.8
15～29	18,585	22.0	17,007	19.2	14,593	16.2	13,500	14.9	13,237	14.9
30～44	16,853	19.9	18,324	20.7	20,220	22.4	19,788	21.9	17,344	19.6
45～64	23,978	28.3	24,539	27.7	23,840	26.4	23,198	25.6	22,806	25.7
65以上	11,063	13.1	13,755	15.5	16,545	18.3	19,494	21.5	21,996	24.8
不詳	37	0.0	118	0.1	42	0.0	80	0.1	202	0.2

(資料：『統計かいつか 平成30年度版』)

### (2) 産業部門別就業者数等

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	40,111	100.00	39,880	100.00	39,501	100.00	39,597	100.00	39,632	100.00
第1次産業	752	1.87	659	1.65	642	1.63	584	1.47	605	1.53
うち林業	8	0.02	10	0.03	0	0	5	0.01	4	0.01
第2次産業	14,398	35.90	12,694	31.83	10,804	27.35	9,742	24.60	9,697	24.47
うち木材木製品製造業	157	0.39	201	0.50	139	0.35	124	0.31	—	—
第3次産業	24,961	62.23	26,527	66.52	28,055	71.02	29,271	73.92	29,330	74.01

※分類不能の産業は第3次産業に含める。

(資料：『統計かいつか 平成30年度版』)

※四捨五入により、合計と内訳が一致しない場合がある。

## 2. 土地利用

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
総土地面積	4,395	100.0	4,396	100.0	4,398	100.0	4,399	100.0	4,393	100.0
耕地面積計	590	13.4	492	11.2	451	10.3	436	9.9	419	9.5
田	420	9.1	351	8.0	344	7.8	304	6.9	290	6.6
畑	188	4.3	141	3.2	107	2.4	132	3.0	129	2.9
うち普通畑	35	0.8	32	0.7	15	0.3	—	—	—	—
うち樹園地	153	3.5	109	2.5	92	2.1	—	—	—	—
林野面積計	1,812	41.2	1,784	40.6	1,784	40.6	1,775	40.4	1,775	40.4
森林	1,812	41.2	1,784	40.6	1,784	40.6	1,775	40.4	1,775	40.4
原野	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他面積	1,993	45.3	2,120	48.2	2,163	49.2	2,188	49.7	2,199	50.1

(資料：『作物統計調査』及び『農林業センサス』)

## 3. 森林転用面積

該当なし。

## 4. 森林資源の現況等

### (1) 保有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (人工林÷立木地計) (%)
	面積 (ha)	比率 (%)	計 (ha)	人工林 (ha)	天然林 (ha)	
総数	1,768	100.0	1,663	966	697	58.1
国有林	0	0.0	0	0	0	0.0
府有林	19	1.1	19	10	9	52.6
市有林	0	0.0	0	0	0	0.0
財産区有林	0	0.0	0	0	0	0.0
私有林	1,749	98.9	1,644	956	688	58.1

(資料：平成31年大阪府泉州農と緑の総合事務所地域政策室調べ)

(2) 在り市者・不在り市者別私有林面積

	平成 12 年	
	(ha)	(%)
私有林合計	1,765	100.0
在り市者面積	1,443	81.8
不在り市者面積	322	18.2
うち府内	307	17.4
うち府外	15	0.8

(資料：『2000年農林業センサス』)

(3) 民有林の齡級別面積

区分	民有林	人工林	天然林	竹林	無立木地	森林地計
総数	1,768	966	697	78	27	1,768
I 齡級	44	3	41	—	—	—
II 齡級	41	7	34	—	—	—
III 齡級	42	17	25	—	—	—
IV 齡級	46	30	16	—	—	—
V 齡級	55	44	11	—	—	—
VI 齡級	65	56	9	—	—	—
VII 齡級	78	68	10	—	—	—
VIII 齡級	94	81	13	—	—	—
IX 齡級	110	91	19	—	—	—
X 齡級	119	92	27	—	—	—
11 齡級以上	969	477	492	—	—	—
その他	105	—	—	78	27	105

(資料：平成 26 年大阪府泉州農と緑の総合事務所地域政策室調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

林家数			保有山林規模別林家数				
総数	農家林家数	非農家林家数	総数	0.1~1ha	1~5ha	5~10ha	10ha~
108	60	48	108	—	79	8	21

(資料：『2015年農林業センサス』)

(5) 林道の状況

区分	路線数	延長	林道にかかる 利用区域面積	林道密度
国有林林道	—	—	—	—
民有林林道	23	30.8km	1568.1ha	19.6m/ha

(資料：貝塚市林道台帳)



5. 貝塚市における林業の位置づけ

(1) 製造業の事業所数、従業員数

区 分	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
全製造業 (A)	223	6,831	26,119,583
うち木材・木製品製造業 (B)	10	188	636,386
B/A	4.5%	2.8%	2.4%

(資料：『統計かいつか 平成30年度版』)

6. 林業関係の就業状況

区分	事業所数	従業員数	うち作業員数	備考
森林組合	1	61	23	
素材生産者	0	0	0	
製材業	2	10	10	
合計	3	71	30	

(資料：平成26年農林課調べ)

7. 林業機械等設置状況

番号	機械種名	所有区別別数量						備考
		公有林	森林組合	会社	個人	その他	計	
1	索道動力式							
2	集材機				8		8	
3	リモコンウインチ							
4	自送式搬機							
5	運材車							
6	ホイールトラクタ							
7	クローラトラクタ							
8	クレーン付きトラクタ							
9	フォークリフト				1		1	
10	動力枝打ち機				1		1	
	合 計				10		10	

(資料：平成30年農林課調べ)

## 高性能機械

番号	機械種名	所有区別別数量						備考
		公有林	森林組合	会社	個人	その他	計	
1	フェラーバンチャー							伐倒、木揃用の自走式
2	スキッダ							索引式集材車輛
3	プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用自走機
4	ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
5	フォワーダ							積載式集材車輛
6	タワーヤーダ							タワー付き集材機
	合 計	0	0	0	0	0	0	

(資料：平成 30 年農林課調べ)

## 8. 林産物の生産概要

	素 材 (m <sup>3</sup> )	チップ (t)	苗 木 (千本)	生シイタケ (t)	たけのこ (t)
生産量	135	0	0	19	19
生産額 (百万円)	4	0	0	16	19

(資料：平成 22 年農林課調べ)

## 9. その他必要なもの

該当なし。

# 用語の解説

## 《ア行》

いくせいふくそうりん

**育成複層林**：人為によって保育等の管理された森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林

いくせいりん

**育成林**：人為によって保育等の管理がされた森林

おおさかふしんりんせいびしん

**大阪府森林整備指針**：平成31年4月に森林経営管理制度が施行されたことにより、市町村自らが森林整備を実施できるなど、森林行政における市町村の役割が大きくなっている。このため、府や市町村を中心に、府内の森林を整備する全ての団体が、連携・協調して府域の森林の保全整備を進められるよう、将来の望ましい森林の姿とそれを実現するための技術的手法を示すため、大阪府が策定した指針

おんたいりん

**温帯林**：森林帯の1つ。年平均気温が6℃から13℃の地域に分布する森林のこと

## 《カ行》

かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん

**快適環境形成機能維持増進森林**：快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと

かいぼつ

**皆伐**：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種

かんぼつ

**間伐**：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施

きたいせいりつほんすう

**期待成立本数**：ある林齢において生育し得る最大の立木本数として想定される本数

くろど

**黒ぼく土**：表層に黒ぼくをもつ土壌。主に火山灰の風化物を母材にして生成。非火山灰起源のものも東海・近畿地方には分布する

けいかんこう

**溪間工**：溪床の勾配を緩和し、山脚を固定することによって浸食を防ぐために設置する治山施設

こうせいのうりんぎょうきかい

**高性能林業機械**：従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダー、スイングヤーダ

## 《サ行》

さんちさいがいぼうし どじょうほぜんきのうい じぞうしんしんりん

**山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林**：

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと

しじょう

**枝条**：樹木の支幹（大枝：力枝ともいう）と枝との総称

したがり

**下刈**：植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施

していせぎょうようけん

**指定施業要件**：保安林の目的を達成するため、個々の保安林の自然条件に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種を定めたもの。

じゅかん

**樹冠**：樹木の枝と葉の集まり。樹種によって樹冠の形状が異なるため、樹種の識別がしやすい

しゅぼつ

**主伐**：次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採

じょぼつ

**除伐**：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施

じんこうぞうりん しよくりん

**人工造林（植林）**：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること

しんりんけいえいけいかく

**森林経営計画**：森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画

しんりんけいえいかんりせいど

**森林経営管理制度**：森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する制度

しんりんさぎょうどう

**森林作業道**：間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため継続的に用いられ、主として林業機械が通行する道

しんりんせいび

**森林整備**：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること

しんりんせぎょう

**森林施業**：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

しんりん

**森林バイオマス**：森林が持つ生物体（植物系資源）の総量を表す概念。具体的には、樹木（幹、枝、葉、樹皮及び根）や草本、植物成分からつくった燃料、抽出物等がこれにあたる

すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん

**水源涵養機能維持増進森林**：水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと

せいぶつたようせい

**生物多様性**：生物が多く種の分化し、その類似の程度が一様でない現象。現在の生物が示している空間的な広がりだけでなく、これまでの進化や絶滅という時間的な変化も含む幅広い概念。生態系における種組成の多様さとその機能との相関関係によって自然環境は安定に保たれている

せぎょう しゅうやくか

**施業の集約化**：林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業が行え、コストダウンを図ることが可能

そざいせいさん

**素材生産**：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程

## 《タ行》

たくぼつ

**択伐**：森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種

だんたいりん

**暖帯林**：森林帯の1つ。年平均気温が13℃から21℃の地域に分布する森林のこと。  
カシ帯ともいい、カシ類を優占種とする森林

ちり

**地利**：木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易等経済的位置の有利不利の度を示すもの。森林簿では林班の中央から道路までの距離により区分される

ちょうぼつきせきよう

**長伐期施業**：通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業

てい みりようち

**低・未利用地**：適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に亘り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称

## 《ハ行》

**バイオマス**：「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。  
バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である

ぼつき

**伐期**：樹木を伐採する時期のこと

はんしゅつかんぼつ

**搬出間伐**：間伐した樹木を、利用するために林内から搬出する間伐

ほあんりん

**保安林**：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される

ほいく

**保育**：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称

ほけんきのういじぞうしんしんりん  
**保健機能維持増進森林**：保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと

ふえいりん  
**府営林**：府が府域の自然環境や防災上、保全すべき民有林等に地上権を設定し、植栽、保育等の森林経営を行っている森林

がこうしん  
**ぼう芽更新**：伐根や接地した枝から出る新しい芽（ぼう芽）を成長させて森林を更新すること。広葉樹類は若い年齢では一般にぼう芽力が強い

ほうちしんりん  
**放置森林**：必要な手入れが十分に行われず、放置された森林

## 《マ行》

**マルチング**：土壌の乾燥や多湿、地温の上昇等を防ぐため、わらやビニールで耕地をおおうこと

まるぼうかこうしせつ  
**丸棒加工施設**：木材を断面が円筒状になるように加工する施設

みんゆうりん  
**民有林**：国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される

もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん  
**木材等生産機能維持増進森林**：木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと

## 《ヤ行》

ようせいびしんりん  
**要整備森林**：特定保安林の区域内的の森林で、伐採、造林、保育などの整備を早急に進めるべき森林

## 《ラ行》

りゅうぼく  
**立木**：土地に生育する個々の樹木

りゅうぼくど  
**立木度**：現在の立木本数を期待成立本数で割り、十分率で表した値

りんかん  
**林冠**：樹冠が、隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態のこと



りんぎょうじぎょうたい

**林業事業体**：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者等

りんれい

**林齢**：樹木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える

るもう

**路網**：森林内にある林道や森林作業道等の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの